

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第64号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

農業大学校条例施行規則（昭和56年岩手県規則第34号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(<u>授業料等減免対象者の認定</u>の申請をした者等に係る授業料の納付)</p> <p>第18条の2 条例第7条第4項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。</p>			<p>(<u>認定等</u>の申請をした者等に係る授業料の納付)</p> <p>第18条の2 条例第7条第4項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる授業料について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。</p>		
<p>条例第7条第3項の申請をした者で<u>同項に規定する授業料等減免対象者の認定</u>（以下「<u>授業料等減免対象者の認定</u>」という。）を受けなかったもの</p>	[略]	<p>大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「<u>省令</u>」という。）<u>第11条第7項</u>の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内</p>	<p>条例第7条第3項の申請をした者で<u>大学等における修学の支援に関する法律</u>（令和元年<u>法律第8号</u>。以下「<u>法</u>」という。）<u>第4条第1項</u>の認定を受けなかったもの</p>	[略]	<p>大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「<u>省令</u>」という。）<u>第11条第8項</u>の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内</p>
			<p><u>条例第7条第3項</u>の申請をした者で<u>法第6条第1項</u>に規定する<u>変更認定</u>を受けなかったもの</p>	<p>当該者が現に受けている<u>授業料の減免の額</u>と<u>条例第7条第1項</u>に規定する額との差額に相当する額の授業料</p>	<p><u>省令第11条第9項</u>において準用する<u>同条第8項</u>の規定による校長の通知を受けた日から起算して1月以内</p>
<p><u>授業料等減免対象者の認定</u>を受けた者で当該<u>授業料等減免対象者の認定</u>に係る授業料の減免の額が<u>条例第7条第1項</u>に規定する額より少なくなるもの</p>	<p>当該<u>授業料等減免対象者の認定</u>に係る授業料の減免の額と<u>条例第7条第1項</u>に規定する額との差額に相当する額の授業料</p>	<p><u>省令第11条第5項</u>の規定による校長の通知を受けた場合にあっては当該通知を受けた日から起算して1月以内、<u>省令第12条</u>の規定による判定の結果の校長の通知を受けた場合にあっては当該通知を</p>	<p><u>条例第7条第3項</u>に規定する<u>認定等</u>（以下「<u>認定等</u>」という。）を受けた者で当該<u>認定等</u>に係る授業料の減免の額が<u>同条第1項</u>に規定する額より少なくなるもの</p>	<p>当該<u>認定等</u>に係る授業料の減免の額と<u>条例第7条第1項</u>に規定する額との差額に相当する額の授業料</p>	<p><u>省令第11条第6項</u>（<u>同条第9項</u>において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による校長の通知を受けた場合にあっては当該通知を受けた日から起算して1月以内、<u>省令第12条</u>の規定による判</p>

		受けた日（後期にあつては省令第13条第5項の規定による校長の通知を受けた日）から起算して1月を経過する日又は条例第7条第2項の規定により授業料を納付すべき月の末日のいずれか遅い日まで
授業料等減免対象者の認定を受けた後授業料の減免の額に変更があった者	[略]	
授業料等減免対象者の認定を受けた者で授業料等減免対象者の認定の効力が停止されたもの	当該授業料等減免対象者の認定の効力が停止した期間に係る授業料	[略]

（授業料等減免対象者の認定の申請をした者に係る入学料の納付）

第18条の3 条例第11条第3項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる入学料について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。

条例第11条第2項の申請をした者で <u>授業料等減免対象者の認定</u> を受けることができなかったもの	[略]	省令第11条第7項の規定による校長の通知を受けた日から起算して15日以内
---	-----	--------------------------------------

		定の結果の校長の通知を受けた場合にあつては当該通知を受けた日（後期にあつては省令第13条第5項の規定による校長の通知を受けた日）から起算して1月を経過する日又は条例第7条第2項の規定により授業料を納付すべき月の末日のいずれか遅い日まで
認定等を受けた後授業料の減免の額に変更があった者	[略]	
認定等を受けた者で <u>認定等の効力</u> が停止されたもの	当該認定等の効力が停止した期間に係る授業料	[略]

（認定等の申請をした者に係る入学料の納付）

第18条の3 条例第11条第3項の規定に該当する者は、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同表の中欄に掲げる入学料について、同表の右欄に掲げる期間内に納付しなければならない。

条例第11条第2項の申請をした者で <u>法第4条第1項の認定</u> を受けることができなかったもの	[略]	省令第11条第8項の規定による校長の通知を受けた日から起算して15日以内
条例第11条第2項の申請をした者で	当該者が現に受けている入学料の減	省令第11条第9項において準用する

			<u>法第6条第1項に規定する変更認定を受けることができなかったもの</u>	<u>免の額と入学料の額との差額に相当する額の入学料</u>	<u>同条第8項の規定による校長の通知を受けた日から起算して15日以内</u>
<u>授業料等減免対象者の認定を受けた者で当該授業料等減免対象者の認定に係る入学料の減免の額が入学料の額より少なくなるもの</u>	<u>当該授業料等減免対象者の認定に係る入学料の減免の額と入学料の額との差額に相当する額の入学料</u>	<u>省令第11条第5項の規定による校長の通知を受けた日から起算して15日以内</u>	<u>認定等を受けた者で当該認定等に係る入学料の減免の額が入学料の額より少なくなるもの</u>	<u>当該認定等に係る入学料の減免の額と入学料の額との差額に相当する額の入学料</u>	<u>省令第11条第6項(同条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)</u> の規定による校長の通知を受けた日から起算して15日以内
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。